

蕨市物品購入等請負業者指名停止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が発注する物品の購入又は売払い、印刷及び清掃等の請負、賃貸並びに電子システムに関する業務等の委託（以下「物品購入等」という。）の契約を締結するために行う競争入札の適正かつ円滑な執行等を確保するため、物品購入等に係る競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）又はその使用人が虚偽記載、契約違反、贈賄、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反行為、談合行為又はその他の不正行為等をした場合の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者又はその使用人がした行為が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、その状況に応じて当該措置要件について別表に規定する期間の範囲内において、当該有資格業者について、指名停止の措置を行うものとする。この場合において、当該有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

2 市長は、市が発注する物品購入等において、別表第5号又は第6号の措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人、又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合、必要に応じて、当該有資格業者である個人若しくはその使用人、又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が役員等になっている他の有資格業者についても同様に指名停止を行うことができる。

(指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当することとなった場合における指名停止の期間は、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該措置要件について別表に規定する短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表の第3号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間満了後5年を経過するまでの間に、それぞれ別表の第3号から第6号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、別表の各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後2年を経過するまでの間に、同表に規定するそれぞれの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表に規定する期間又は前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、別表又は前2項の規定にかかわらず、指名停止の期間の短期を別表又は前2項に規定する期間の短期の

2分の1の期間まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間又は第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、別表又は第1項の規定にかかわらず、指名停止の期間の長期を別表又は第1項に規定する期間の長期の2倍の期間（当該長期の2倍が24月を越える場合は24月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別な理由又は極めて悪質な理由が明らかになったときは、別表又は前各号に規定する期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

（指名停止の解除）

第4条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が独占禁止法違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することになった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第5ア又は第6号アに該当したとき。

(2) 別表第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。

(3) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(4) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名停止の通知）

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第2項の規定により指名停止の措置を行ったときは様式第1の通知書により、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは様式第2号の通知書により、第4条の規定により指名停止を解除したときは様式第3号の通知書により、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した物品購入等に関するものであるときは、改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむをえない理由があるときは、この限りではない。

(指名停止に至らない事由に関する処置)

第8条 市長は、指名停止の措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(報告)

第9条 市長は、第2条第2項の措置を行おうとする場合は、当該有資格業者から役員等の兼職について報告させるものとする。

(解釈及び運用)

第10条 この基準の解釈及び運用に当たっては、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ（中央公共工事契約制度運用連絡協議会採択）を基本とするものとする。

附 則

(施行期日)（平成14年4月16日決裁）

この基準は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)（平成19年1月15日決裁）

この基準は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)（平成20年1月21日決裁）

この基準は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)（平成22年10月1日決裁）

この基準は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)（令和7年6月1日決裁）

この基準は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

指名停止措置基準

区分	措 置 要 件	期 間
虚偽記載	1 物品購入等の契約に係る手続きにおいて、競争入札参加資格申請書、入札参加資格確認資料、その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品購入等の契約の相手方として不適当と認められるとき	当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内
契約違反	2 物品購入等の契約の履行に関し契約条件等に違反し、かつ、契約の相手方として不適当と認められるとき	当該認定をした日から 2 月以上 6 月以内
贈	3 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	6 月以上 2 4 月以内
	イ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（物品購入等の契約をする事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外の者をいう。）	4 月以上 2 4 月以内
	ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	3 月以上 2 4 月以内
賄	4 次のア、イ又はウに掲げる者が本市以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 代表役員等	4 月以上 1 8 月以内
	イ 一般役員等	3 月以上 1 8 月以内
	ウ 使用人	2 月以上 1 8 月以内

独占禁止法違反行為	5 次の場合において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき ア 本市発注の物品購入等 イ 上記以外の業務	当該認定をした日から 12月以上24月以内 4月以上18月以内
競売入札妨害又は談合	6 次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 本市発注の物品購入等 イ 上記以外の業務	当該認定をした日から 12月以上24月以内 4月以上18月以内
不正又は不誠実行為	7 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、かつ、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1月以上12月以内
	8 前各号に掲げるほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑もしくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、かつ、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1月以上9月以内

様式第1号（第4条関係）

蕨第 号
年 月 日

様

蕨 市 長

指 名 停 止 通 知 書

蕨市物品購入等請負業者指名停止基準に基づき、下記の期間指名を停止することとしたので通知します。（なお、本件に関する今後の改善措置の詳細について報告してください。）

記

1 指名停止の期間

年 月 日 から 年 月 日

2 指名停止の理由

様式第2号（第4条関係）

蕨第 号
年 月 日

様

蕨 市 長

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

年 月 日付け蕨第 号で通知した指名停止の期間を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 従前の指名停止期間

年 月 日 から 年 月 日

2 変更後の指名停止期間

年 月 日 から 年 月 日

3 変更の理由

様式第3号（第4条関係）

蕨第 号
年 月 日

様

蕨 市 長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付け蕨第 号で通知した指名停止を解除したので通知します。